

伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書

愛媛県（以下「甲」という。） 大洲市（以下「乙」という。）及び西予市（以下「丙」という。）と四国電力株式会社（以下「丁」という。）とは、大洲市及び西予市の住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため、伊方町（以下「立会人」という。）の立会いの下、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、甲及び立会人と丁との間で締結された「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」（以下「安全協定」という。）の規定の範囲内で、丁が設置する伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺の安全の確保及び環境の保全に関し必要な事項を定めるものとする。

（安全協定及び覚書の遵守）

第2条 丁は、発電所の運転及び保守に当たっては、安全協定によるほか、この覚書に定める事項を遵守し、大洲市及び西予市の住民の安全の確保及び環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（原子力防災対策）

第3条 丁は、発電所の原子力防災体制の充実強化を図るとともに、乙及び丙が行う原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

（事前協議に係る計画の通知）

第4条 甲は、丁から安全協定第9条の協議があった場合は、乙及び丙に通知するものとする。

(事前連絡及び報告)

第 5 条 丁は、安全協定第 10 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により甲及び立会人に連絡し、又は報告した事項について、乙及び丙に対しても、その都度、連絡し、又は報告するものとする。

(異常時における通報及び連絡)

第 6 条 丁は、安全協定第 11 条第 2 項の規定により甲及び立会人に通報し、又は連絡した事態については、乙及び丙に対しても、その都度、通報し、又は連絡するものとする。

(環境放射線等の確認設備の設置)

第 7 条 丁は、安全協定第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による環境放射線モニター等の測定値を大洲市役所及び西予市役所において確認することができるよう、必要な設備を設置し、及び維持するものとする。

2 前項の設備は、乙及び丙が使用し、及び管理するものとする。

(資料の提出及び立入調査)

第 8 条 乙及び丙は、発電所において何らかの異常が発生したと認めるときは、甲に対し、安全協定第 12 条の規定により資料の提出を求め、又は立入調査を実施することを要請することができる。

2 乙及び丙は、甲が前項の要請を受けて安全協定第 12 条の規定による立入調査を実施するときは、その職員を当該立入調査に同行させることができる。この場合において、乙及び丙は、その職員を同行させる旨を甲に連絡するものとする。

(措置要求に係る通知)

第 9 条 甲は、丁に対し安全協定第 13 条の規定による措置を講ずるよう求めたときは、速やかに、その内容を乙及び丙に通知するものとする。

2 丁は、前項の通知を受けて安全協定第 13 条の規定による措置を講じたときは、速やかに、その内容を乙及び丙に通知するものとする。

(損害賠償等)

第 10 条 丁は、発電所の設置、運転等に起因して安全協定第 14 条第 1 項に規定する損害又は安全協定第 15 条第 1 項に規定する間接被害が発生したときは、安全協定第 14 条又は第 15 条の規定により誠意をもって処理に当たるものとする。

(業務への協力)

第 11 条 丁は、この覚書に定めるもののほか、大洲市及び西予市の住民の安全の確保及び環境の保全に関し乙及び丙が行う業務に積極的に協力するものとする。

(情報の管理)

第 12 条 乙及び丙は、核物質防護上の機密事項その他この覚書に定めるところにより取得した情報を適切に管理するものとする。

(協議)

第 13 条 この覚書の運用に当たっては、甲及び立会人と丁との間で締結された「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する確認書」(以下「確認書」という。)の例によるものとし、確認書に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの覚書に関し疑義を生じたときは、立会人の立会いの下、甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月5日

甲 愛媛県
知事 中村 時 広

乙 大洲市
市長 清水 裕

丙 西予市
市長 三好 幹 二

丁 四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

立会人
伊方町
町長 山下 和彦